

国水計調第9号

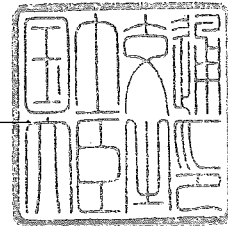
平成30年8月30日

社会資本整備審議会 会長

三村 明夫 殿

国土交通大臣

石井 啓



諮 問

下記について、ご意見賜りたい。

記

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方

1. 諮問事項

大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方

2. 諮問の趣旨

「平成 30 年 7 月豪雨」では、6 月 28 日以降、梅雨前線が日本付近に停滞し、また 29 日には台風第 7 号が南海上に発生したこと等により、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となり、特に長時間の降雨量について、24 時間降雨量は 76 地点、48 時間降雨量は 124 地点、72 時間降雨量は 122 時点で観測史上 1 位を更新した。この豪雨により、西日本を中心に、広域のかつ同時多発的に水害・土砂災害が発生し、死者・行方不明者は約 200 名、家屋の全半壊等は約 10,000 棟、家屋浸水は約 36,000 となる等、極めて甚大な被害が広範囲で発生した。

これまで、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を踏まえ、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会より答申された「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」では、気候変動により施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることから、社会の意識を「施設には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へとの変革を促し、社会全体で常に洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築することが必要であると提言され、全国の国管理河川から取組を開始した。また、平成 28 年 8 月に相次いで発生した一連の台風による被害を踏まえ、平成 29 年 1 月に社会資本整備審議会より答申された「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」では、水防災意識社会の再構築の取組を都道府県が管理する河川においても拡大させることが必要であると提言され、更に取組を加速させているところである。

このような取組を進めている中、「平成 30 年 7 月豪雨」により、記録的豪雨が長時間続き、広い範囲で水害・土砂災害が同時多発的に発生したことから、更なる水害・土砂災害対応について検討し、水防災意識社会を再構築するための取組を充実して推進していくことが求められている状況である。

このようなことから、平成 30 年 7 月豪雨等の大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策は如何にあるべきかについて諮問を行うものである。



国社整審第 41 号
平成 30 年 9 月 5 日

河川分科会
分科会長 小池 俊雄 殿

社会資本整備審議会
会 長 三村 明夫



大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について

平成 30 年 8 月 30 日付国水計調第 9 号により当審議会に意見を求められた大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方については、社会資本整備審議会運営規則第 8 条第 1 項の規定により、河川分科会に付託します。